地域づくりに取り組む団体の皆さまへ

|地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業) | 一般事業 ソフト系事業の活用のポイント

- 地域づくり総合交付金(地域づくり推進事業)は、地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため市町村や団体などが地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業に対して、予算の範囲内で支援するものです。
- 地域の課題解決や活性化を目的としたイベントの開催、人材育成事業などに活用できる一般事業のソフト系事業は、地域づくりに取り組むうえで重要なツールとなっておりますので、その活用のポイントを取りまとめました。
- 活用に当たっては、胆振総合振興局とご相談いただきながら検討をお願いします。

活用検討時のポイント

交付の対象となる事業、対象とならない事業

- 交付の対象となる事業
 - イベント開催事業
 - ・ 広報普及事業
 - 人材育成事業
 - 調査研究事業
 - 計画策定事業

○ 交付の対象とならない事業

以下に該当する事業は、交付の対象外ですのでご留意ください。

- ・ 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業
- 専ら団体構成員のみを対象とする事業
- 事業主体の経費負担のない事業
- 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業
- 営利を目的とする事業(例:商品を販売し利益を得る事業)
- ・ 施設の維持管理を目的とする事業
- ・ 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的と する事業
- 他の団体等に補助する事業
- ※具体的な事業をお考えの場合は、胆振総合振興局にご相談ください。

交付金の交付率、単位及び限度額

	交付対象者	交付率	単 位	上限額	下限額
坩	也域づくり団体(※)	対象経費の 1/2以内	10万円	300万円	10万円

※ 地域の活性化を図るための諸活動を行う営利を目的としない団体(総合振興局長が 適当と認める団体)で、法人であるか否かは問いませんが、帳簿及び書類の5年間保 存などが義務づけられます。

交付の対象とならない経費

以下の経費については、原則対象外ですのでご留意ください。

,					
対象外経費	例外的に対象とすることができる経費				
賃金及び職員費	ソフト系事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するために 要する経費				
食糧費	_				
備品購入費	事業の実施に必要不可欠な備品に要する経費と認められる場合 (当該事業の交付対象経費の5分の1を限度とする。)				
用地取得費	_				
工事請負費	事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合 (既存施設の改装経費で、単なる維持補修を目的とするものを除く。)				